明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○職員の退職管理に関する内閣官房令等の一部を改正する内閣官房令（内閣官房六）　二
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一一九）　一五
○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令（財務八〇）　三
○関税法施行規則及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八一）　三
○法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令（同八二）　四
○たばこ耕作組合法施行規則の一部を改正する省令（同八三）　四
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（同八四）　五
○塩事業法施行規則の一部を改正する省令（同八五）　八
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産四）　九
〔訓　令〕
○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務二七）　九五
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁五六）　六六
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（総務四〇〇）　九七
○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同四〇一）　九八
○電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同四〇二）　九九
○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四〇三）　一〇〇
○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同四〇四）　一〇一
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同四〇五）　一〇一
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四〇六）　一〇二
○キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件の一部を改正する件（同四〇七）　一〇四
○周波数割当計画の一部を変更する件（同四〇八）　一〇四
○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（農林水産二四四三）　一〇七
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一〇八～一一七）　一〇九
○少数生産車の型式を承認した件（同一一八～一二一）　一一二
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同一二二～一二五）　一一三
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同一二六）　一一三
○承認事業者の住所を変更した件（同一二七）　一一三
○承認した少数生産車の車名及び型式を変更した件（同一二八）　一一三